

南伊勢町ふるさとものづくり支援事業審査会設置要綱

(設置)

第1条 南伊勢町ふるさとものづくり支援事業募集要領(令和7年南伊勢町公示第9号)の規定に基づき、当該提案事業の事前審査を行うため、南伊勢町ふるさとものづくり支援事業(以下「審査会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査会は、ふるさと財団が定めるふるさとものづくり支援事業実施要綱に定めるもののほか当該提案の申請内容等について必要な事項を審査する。

(組織)

第3条 審査会の委員は、次に掲げる職員をもって組織する。

- (1) 副町長
- (2) 総務課長
- (3) まちづくり推進課長
- (4) 事前審査の対象となる事業に関連する事務事業を所管する課長

2 会長は、副町長をもって充てる。

(審査会)

第4条 審査会は、事業採択の申請があったときに、適宜開催する。

- 2 審査会では南伊勢町ふるさとものづくり支援事業実施要領「10 審査」で定める審査基準のもと審査を行う。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者から意見を聴取し、若しくは必要な資料の提出を求め、又は調査をすることができる。
- 5 審査会は、非公開とする。ただし、審査会が特に必要と認めたときは、会議の議事録の全部又は一部を公開することができる。

(庶務)

第5条 審査会の庶務は、まちづくり推進課において処理する。

(補則)

第6条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。